

平成 30 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アスパラントグループ SPC 5 号
本店所在地 東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役 中村 彰利
問 合 せ 先 申 祐一
(TEL 03-3568-2572)

F CM株式会社株式（証券コード：5758）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 11 月 1 日付「F CM株式会社株式（証券コード：5758）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリース」といいます。）で公表しましたとおり、平成 30 年 11 月 1 日、F CM株式会社（証券コード：5758、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 条。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 11 月 2 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 11 月 30 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第一回公開買付けが成立したため、平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリースで公表しましたとおり、公開買付者は、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第一回公開買付けで取得した対象者株式以外の対象者株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するために、平成 30 年 12 月 12 日から平成 31 年 1 月 30 日までを買付け等の期間とする第二回目の公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施いたします。

第二回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、第一回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格である 3,050 円に比べて 1,150 円（37.7%（小数点以下第二位は四捨五入しております。））高い 4,200 円を予定しております。また、第二回公開買付けでの売却を希望される対象者の株主の皆様は売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには下限を設定しない予定であり、また、第二回公開買付けには上限も設定しない予定ですので、公開買付者は、第二回公開買付けに応募される株券等の全部の買付け等を行います。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社アスパラントグループ SPC 5号
東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号

(2) 対象者の名称

F C M株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
940,567 (株)	940,567 (株)	940,567 (株)

(注1) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を対象者の主要株主かつ筆頭株主である古河電気工業株式会社が所有する対象者株式の数の合計と同数の940,567株と設定しております。第一回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（940,567株）に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（940,567株）を超える場合は、公開買付者はその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても、第一回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第一回公開買付けの買付け等の期間（以下「第一回公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成30年11月2日(金曜日)から平成30年11月30日(金曜日)まで(20営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第一回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第一回公開買付け期間は平成30年12月14日(金曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,050円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(941,267株)が買付予定数の下限(940,567株)に達し、かつ、買付予定数の上限(940,567株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年12月1日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	941,267株	940,600株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	941,267株	940,600株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,406個	(買付け等後における株券等所有割合 55.21%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)

対象者の総株主等の議決権の数	17,031 個
----------------	----------

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年11月2日に提出した第71期第2四半期報告書(以下「対象者第71期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、第一回公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第71期第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,704,267株)から、対象者が平成30年11月1日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(534株)を控除した株式数(1,703,733株)に係る議決権の数(17,037個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(941,267株)が買付予定数の上限(940,567株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計は買付予定数の上限を超えておりますが、四捨五入の結果切上げられた株数が最も多い応募株主等からの買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させる場合、買付け等をする株券等の数の合計が買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付株数は、あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計としました。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成30年12月7日(金曜日)

③決済の方法

第一回公開買付期間終了後遅滞なく、第一回公開買付けによる買付け等の通知書を

第一回公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

（7）公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第一回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

（8）公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号	東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上